

議案第47号

北名古屋市印鑑条例の一部改正について

北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年6月4日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、コンビニエンスストア等でマイナンバーカードを使用した印鑑登録証明書交付サービスの開始及び印鑑登録証明書への旧氏の記載等に伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

北名古屋市印鑑条例（平成18年北名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（住民基本台帳法施行令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第2項第2号中「氏名」を「氏名、旧氏」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び通称）

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第2項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第10条に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（その者に係る個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を

使用して多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置した端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- 4 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号とする。

第11条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び通称）

第11条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第14条第1項中「氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、法令の規定に基づく請求があつた場合及び印鑑の登録を受けている者又は登録を受けていた者からその者に係る請求があつた場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和元年10月1日から、第2条、第5条、第6条、第11条及び第14条の改正規定は、令和元年11月5日から施行する。